

概要

1 背景

平成 28 年 10 月 1 日現在の日本の高齢化率は、27.3%となり、今までに経験したことの無い超高齢社会となっています。また、今後も高齢化人口は増加し、平成 54（2042）年に 3,935 万人でピークを迎え、その後は減少に転じるが高齢化率は上昇すると推計されています。本町の高齢者人口も年々増加し、平成 29 年 10 月 1 日現在 12,521 人、高齢化率 24.8%となっており、高齢化が進んでいます。

高齢者数の増加はひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加、認知症高齢者の増加につながるものであり、高齢者が安心して健康で暮らせる環境づくりのために、高齢者福祉施策をさらに充実させていくとともに、新たな課題やニーズに対応するための体制づくりが必要となります。

国においては、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、要介護者等への包括的な支援を行う「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組みを引き続き進めることとしています。本町においても、この方向性に沿い、認知症高齢者を地域全体で見守る体制の構築や、単身・重度の要介護者等が安心して生活していくための支援等をさらに進めていく必要があります。

2 趣旨及び目的

この第 7 期東浦町高齢者福祉計画（案）は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、市町村が定める市町村老人福祉計画として策定するもので、これまで以上に充実した高齢者福祉施策の実現を目指すことを目的として、平成 30 年度から平成 32 年度までの計画となっています。

3 実施機関の考え方

急速な高齢化が進むなか、地域全体で高齢者の生活を支える体制はなお十分ではありません。介護が必要な方だけでなく、介護をする家族も高齢者である「老老介護」の世帯も増えていることから、単身・高齢者のみの世帯に対する地域の支援の必要性も高まっています。

第 7 期東浦町高齢者福祉計画（案）は第 6 期東浦町高齢者福祉計画の基本理念「高齢者が健康でいきいきとあんしんして地域で生活できるまち」を引き続き踏襲し、「地域で暮らし続けるために（地域包括ケアシステムの構築と生活支援の充実）」「いきいきと活動するために（いきがいくつくりと社会参加の促進）」「介護が必要になっても安心して暮らせるために（介護保険事業の充実）」の 3 項目を基本目標として、高齢者福祉施策を推進します。